

改正

平成24年3月30日告示第84号

行田市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の資産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げるものをいう。

ア 市が発行する広報紙（以下「広報紙」という。）及び市において使用する封筒その他印刷物

イ 市の公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）

ウ 市の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で市長が認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載することをいう。

(3) 広告主 広告を掲載しようとする者

(広告掲載の基準)

第3条 広告掲載できる広告は、市の品位、公共性及び公益性を損なわないものとするとともに、市民生活に関連したものとする。

2 次に掲げる業種又は事業（以下「事業等」という。）の広告については、広告掲載をしないものとする。

(1) 法令又は条例の規定に違反し、又は違反するおそれがある事業等

(2) ギャンブル性を有する等青少年の健全育成の観点から不適切な事業等

(3) その他前2号の要件に適合しない事業等で市長が適切でないとして認めたもの

3 次に掲げる内容の広告については、広告掲載をしないものとする。

(1) 政治活動、宗教活動及び選挙活動に関するもの

(2) 意見広告及び個人の宣伝に関するもの

(3) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの

(4) 商品先物取引及び貸金業に類するもの

(5) 求人広告に関するもの

(6) 風俗営業に係るもの又はこれに類するもの

(7) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(8) その他市長が適切でないとして認めたもの

(広告媒体の選定及び広告の規格等)

第4条 広告掲載を行う広告媒体の選定、広告の規格、広告掲載位置、広告掲載期間、広告掲載料等の決定は、必要に応じ当該広告媒体ごとに関係する所管において別に定めるものとする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告の募集は、広報紙又は市ホームページにおいて行うものとする。

2 広告掲載を希望する者は、募集期間内に行田市広告掲載申込書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申し込むものとする。ただし、広告媒体ごとに広告掲載申込書の定めがあるときは、当該様式によるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの方法により広告を募集する場合は、広報紙又は市ホームページへの掲載を要しない。

(1) 広告主を指定して広告掲載を依頼する場合

(2) 広告代理業等を介して広告掲載を募集する場合

4 期間を設け募集を行った場合において、募集の枠を超える申込みがあったときは抽選により広告主を決定する。ただし、広告媒体ごとに別の定めがある場合は、この限りでない。

(広告掲載の申込み等)

第6条 広告掲載の申込みをすることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 企業及び個人の事業者
- (2) 公共的団体又はこれに類する者
- (3) その他市長が適当と認めた者

2 広告掲載を申し込む者は、市税の滞納がない者とする。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、第5条第2項の規定による申込みがあったときは、第3条に規定する広告掲載の基準により、広告掲載の可否を決定し、行田市広告掲載・不掲載決定通知書(様式第2号)により広告申込者に通知しなければならない。ただし、広告媒体ごとに別の定めがある場合は、この限りでない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、行田市広告審査会に諮り、掲載の可否を決定することができる。

(広告主の責任)

第8条 この要綱の定めるところにより広告媒体に掲載した広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

2 広告主の責めに帰すべき理由により広告掲載を中止したことに伴い、市に損害が発生した場合、市長は当該広告主に対し、損害賠償を請求することができる。

3 広告主は、市長が指定する期日までに、別に定める広告掲載料を納入しなければならない。

4 広告掲載に係る広告の作成並びに広告媒体への設置及び撤去は、広告主が行うものとする。

5 広告主は、広告掲載の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(広告掲載の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずに広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が市の信用を失墜させ、業務を妨害し、又は業務を停滞させる行為を行ったとき。
- (2) 広告主が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき。
- (3) 広告主の倒産、破産等により、広告掲載をする必要がなくなったとき。
- (4) 広告主が書面により掲載取下げを申し出たとき。
- (5) 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(広告掲載料の返還)

第10条 広告主が納入した広告掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告掲載ができないときは、この限りでない。

(行田市広告審査会)

第11条 第7条第2項の規定により、広告媒体に掲載される広告選定を適正に行うため、行田市広告審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会の委員長は総合政策部長を、委員は総合政策部企画政策課長、総合政策部財政課長、総合政策部広報広聴課長、総務部契約検査課長及び市民生活部地域づくり支援課長をもって充てる。

3 委員長は前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査の内容に関連する所管の長を臨時の委員として加えることができる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

5 審査会の会議は、委員長が招集する。

6 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

7 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

8 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

9 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

10 審査会の事務局は、総合政策部企画政策課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第84号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。